



きのくに生活情報誌

ぐらしのとびら

2005.4 春号

発行

和歌山県環境生活部共生推進局
県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL(073)432-4111

◇「きのくに生活情報誌 ぐらしのとびら」はインターネットでも御覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.htm>

4/10 (日) から

『架空請求110番』

がスタートします!!

現在、県消費生活センターには、ハガキ等による架空請求の相談が数多く寄せられています。被害にあわなくても、ハガキが届き、不安な思いをされている方がたくさんおられます。

県では、週末でも相談を受けられるよう、NPOと協働し、毎週日曜日に架空請求に関する電話相談を開設します。

電話相談
のみ

- 開設日：毎週日曜日（年末年始除く）
- 時間：10:00～16:00
- 電話番号：073-433-1551



利用した覚えのない請求のハガキが届いた場合は、
「連絡しない」・「支払わない」で無視してください。
悪質な場合は、警察などに相談してください。



啓発シールを作成しました!!

あわてない!! 振り込むな!! 相談を!!

「振り込め詐欺」にご用心!!

和歌山県消費生活センター
073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所
0739-24-0999

緊急の場合は最寄りの警察に連絡を

電話周辺に貼ってご活用ください。

● 問い合わせ先 ●

県庁県民生活課 073-441-2345
または市町村消費者行政担当窓口へ

4月からペイオフの解禁が拡大されます!!

平成17年4月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として、全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、**1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息等が保護されます。**

「ペイオフ」とは？

ペイオフとは、狭い意味では、金融機関が万一破綻した場合に、預金保険機構が元本1千万円までとその利息等を保険金として、預金者に直接支払うことを言います。

預金保険の保護の範囲

預金等の分類	期 間	平成17年4月～
預金保険の対象預金等	当座預金 普通預金	決済用預金にあたる預金は全額保護
	定期預金 定期積金 ビッグ、ワイド等	決済用預金以外の預金（利息のつく普通預金、定期預金等）は合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われず（一部カットされることがあります）〕

決済用預金とは

「無利息」「要求払い」「決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。

金融機関が合併した場合は

金融機関が平成15年4月以降に合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って、保護される預金金額の範囲は、預金者1人あたり「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」とその利息等となります。

例えば、2行合併の場合… 1,000万円×2=2,000万円とその利息 ということになります。

☆☆詳しくは、金融庁、預金保険機構のホームページをご覧ください☆☆

金融庁ホームページ：<http://www.fsa.go.jp/>

預金保険機構ホームページ：<http://www.dic.go.jp/>

●問い合わせ先 ●

金融庁 03-3506-6000

預金保険機構 03-3212-6029

近畿財務局

06-6949-6369

近畿財務局和歌山財務事務所 073-422-6143

☆平成17年春の全国交通安全運動☆

運動の期間 平成17年4月6日(水)～4月15日(金)

この運動は、県民一人ひとりに
正しい交通ルールと人にやさしい
交通マナーの実践を呼びかけ
県民総ぐるみで交通事故の防止を
図っていくものです。



運動の基本

子どもと高齢者の
交通事故防止

運動の重点

二輪車の安全利用の推進

シートベルトと
チャイルドシートの
正しい着用の徹底

自転車の安全利用の推進



4月1日より

個人情報保護法が全面施行されます

平成17年4月1日から個人情報保護法が完全施行されます。
これは、国民が安心して高度情報通信社会のメリットを安心して受けることを目的としています。

個人情報保護法のポイント

- 個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています。
- この法律は、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。
- この法律の仕組みは、事業者が、事業等の分野の実情に応じ、自主的に取り組むことを重視しています。

個人情報を守るための3箇条

- ① 自分の個人情報をむやみに提供しないことが大切です。
個人情報は、気軽にアンケートへ回答することなどを通じて収集されることもあります。
- ② 個人情報を提供するときは、利用目的をしっかりと確認しておくことが大切です。
個人情報が思わぬ利用のされ方をして、事業者とのトラブルの原因となることがあります。
- ③ 悪質な事業者は、個人情報を架空請求等に悪用することもありますので、注意が必要です。

個人情報とは

個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。

“自分の情報は自分で守る”という意識が必要です!!

詳しいことは内閣府国民生活局のホームページをご覧ください。
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>

消費生活、物価、県民相談・交通事故相談に関するダイヤル

消費生活に関する御相談・・・	物価問題に関する御質問・・・	県民生活課（物価ダイヤル）
消費生活センター		073-433-4444
073-433-1551	県民相談・・・	県民相談室
消費生活センター紀南支所		073-441-2356
0739-24-0999	交通事故相談・・・	交通事故相談所
いずれも相談受付時間は、平日：午前9時～午後5時		073-441-2359
土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。		交通事故相談所紀南駐在
交通事故相談所紀南駐在については、水曜日も休みです。		0735-22-8551

<名称変更>

「わかやま物価と暮らし」から「きのくに生活情報誌 <らしのとびら>」に名称を変更しました。
変更点は次のとおりです。

	変更前		変更後
名 称	「わかやま物価と暮らし」	➡	「きのくに生活情報誌 <らしのとびら>
発行回数	年6回（偶数月）	➡	年4回（季刊）+特集号1回
掲載内容	物価、価格	➡	<らし全般